公　　告

このことについて、機構として下記のとおり建設工事に係る有資格業者の取引停止を講じましたので、公告します。

記

1　取引停止措置業者名等

みらい建設工業株式会社

法人番号 1010401078435（国土交通大臣許可 第 005678 号）

2　取引停止措置期間

1か月（令和８年１０月２３日～令和８年１１月２２日）

3　取引停止の理由

名古屋港管理組合発注の「弥富ふ頭第１貯木場北側護岸整備工事（その６）」の施工にあたり、石材が水面に脱落することを防止するために必要な措置を講じなかったとして、令和８年７月１７日、みらい・小島・東海特定建設工事共同企業体の代表構成員である当該業者及び現場責任者である同社社員が、港則法違反により名古屋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

上記の事実が「東海国立大学機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要領」別表第２第５号に該当するため。

令和８年１０月２３日

国立大学法人東海国立大学機構

機構長　　松 尾　清 一